



議案第七十五号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年九月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾八年九月拾九日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町町営事業分担金徴収条例

三朝町町営事業分担金徴収条例（昭和三十九年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

七 林道の開設（作業道を含む。）改良及び舗装事業（以下「林道整備事業」という。）

第三条第一項の表に次の一号を加える。

七 林道整備事業	同	右	同	右
----------	---	---	---	---

第三条第二項中「給水及び農用地等の面積並びに施設の利用度」を「森林及び農用地等の面積並びに給水及び施設の利用度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十八年度事業から適用する。